有価証券報告書の適正性に関する確認書

2020年8月31日

株式会社東京証券取引所
代表取締役社長　殿

本　店　所　在　地	東京都千代田区大手町二丁目１番１号
インフラファンド発行者名	タカラレーベン・インフラ投資法人
	（コード：9281）
代表者の役職・氏名 （　署　名　）	執行役員　菊池正英

本投資法人の執行役員である菊池正英は、本投資法人の2019年12月１日から2020年５月31日までの第９期事業年度の有価証券報告書の提出時点において、当該有価証券報告書に不実の記載がないものと認識しております。

不実の記載がないと認識するに至った理由は、下記のとおりです。

記

１．本投資法人の仕組みについて

本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。以下「投信法」といいます。）に基づき設立された投資法人です。本投資法人は、投信法に基づき、資産の運用に係る業務等をタカラアセットマネジメント株式会社（以下「本管理会社」といいます。）に全て委託しております。また、計算に関する事務、会計帳簿の作成に関する事務及び納税に関する事務等を税理士法人令和会計社（以下「一般事務（会計・税務）受託者」といいます。）に、納税に関する事務等をPwC税理士法人に、機関（役員会）の運営に関する一般事務を本管理会社に、機関（投資主総会）の運営に関する一般事務及び資産の保管に係る業務を三井住友信託銀行株式会社に、投資主名簿管理に係る一般事務をみずほ信託銀行株式会社に、それぞれ委託しております（注）。

（注）第９期の一般事務（機関（役員会及び投資主総会）運営）受託者は三井住友信託銀行株式会社でしたが、2020年６月１日付で、機関の運営に関する一般事務受託者の一部変更が行われ、本管理会社が一般事務（機関（役員会）運営）受託者、三井住友信託銀行株式会社が一般事務（機関（投資主総会）運営）受託者となりました。

２．有価証券報告書の作成プロセス

一般事務（会計・税務）受託者が作成した会計帳簿をもとに、本管理会社にて必要な情報を収集・集約した上で有価証券報告書の原案を作成し、会計監査人による監査を受けております。本投資法人の執行役員である私は、本管理会社より有価証券報告書が適正に作成されている旨の報告を受け、確認を行った上で本投資法人の役員会へ提出し、承認を受けた後、当該有価証券報告書を関東財務局長へ提出しております。

３．不実の記載がないと認識するに至った理由

（１） 本投資法人の会計監査人である太陽有限責任監査法人より、金融商品取引法第193条の２第１項に基づく監査証明を受け、同法同条に基づく監査報告書を受領しております。また、会計監査人から当該監査結果の説明を受け、重要な指摘事項がないことを確認しております。

（２） 金融商品取引法、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令等に対する適法性については、本投資法人の法務顧問である森・濱田松本法律事務所による助言及び確認を受けております。

（３） 本管理会社においては、本管理会社が定める社内規程に基づき、必要な内部手続きを経て、当該有価証券報告書の提出について承認していることを確認しております。

（４） 本管理会社におけるコンプライアンス、リスク管理の取組みについて、本投資法人の役員会において逐次報告を受けております。

（５） 本投資法人に関する重要な項目について、本投資法人役員会に付議または報告されております。

以上